

令和7年度 生活指導基本方針

沖縄県立美里工業高等学校 生徒支援部

I. 指導方針

高校生として集団生活に必要なマナー・ルールを身につけ、全校生徒が安心・安全に学習が出来る学校環境を整えることを目的とし、下記の事項に関する各規則を定める。

II. 各種指導に関する基本方針

1. 身なりに関して

進学または就職する際の面接に対応できる身だしなみを自主的・主体的に整えられるようにする。

1-1. 服装に関して

(1) 本校指定の制服に関して

- ①ズボンスタイル 本校指定のズボン・ブレザー・Yシャツ・ポロシャツ・(ベスト)・ネクタイ
※ズボンを着用する場合は必ずベルトを使用する。
- ②スカートスタイル 本校指定のスカート・ブレザー・Yシャツ・ポロシャツ・(ベスト)・リボン
※スカート丈は、膝を覆うまでの長さとする。それより短い丈はミニスカートと見なし、指導を行う。
- ③制服は、上記①②のタイプを自ら選択し、正しく着用すること。
- ④制服の改造(仕立て制服、絞りズボン、ミニスカート等)は禁止とし、再購入指導を行う。

(2) 服装に関すること

- ①登下校を含め学校生活では身なりをしっかりとすること。制服は持ち帰ること。校内に放置された制服は預かり指導の対象とする。
 - ②原則、本校指定の制服(実習着、体育着等含む)のみを着用すること。制服以外の服装(ジャージ・体育着・サンダル・スリッパ・ヒールの高い靴等の異装)での登下校は認めない。違反状況によっては預かり指導や帰宅指導を課す場合もある。
 - ③制服シャツの裾はズボン・スカートの中に入れること。
 - ④制服シャツの袖や襟からTシャツ等の袖やハイネックがはみ出すことを禁止とする。
 - ⑤ブレザー・ネクタイ・リボンの着用を強要しない。ただし、TPOの観点から、式典行事、服装容儀指導、進路指導等対外的行事、懲戒等生徒指導期間についてはYシャツ及びネクタイ・リボンの着用を義務付け、11月～4月の期間は、ブレザーについても着用を義務付ける。
 - ⑥年間を通して寒いと感じる場合は、ブレザーの着用を認める。
 - ⑦冬季(12月～2月)の防寒として防寒着の着用を認める。ただし、防寒着はブレザーの上に着用するため、制服の確認がしやすい前開きのコートやジャンパー等とする。また、黒または紺のタイツ・ストッキングの着用と登下校時の手袋・マフラー等防寒具の着用を認める。
- (3) 装飾品(ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、サングラス等)の着用は禁止とする。

1-2. 頭髪・化粧に関して

- (1) 頭髪は進路活動に適した、清潔感が感じられる髪型に整える。
- (2) 進路活動に支障をきたすような奇髪(パーマ類(ドライヤー等での加工も含む)、染髪、脱色、剃り込み、エクステ、編み込み、ウィッグ、ライン(眉も含む)、ヒゲ等)は禁止とし、改善指導を行う。
- (3) 化粧等(マニキュア・ネイル、口紅・カラーリップ、カラーコンタクトレンズ、付けまつ毛等)は禁止とする。

1-3. 身なり違反者の指導について

- (1) 上記1-1、1-2以外で、進路活動にふさわしくない身なりに関しても、身なり指導対象となる。
- (2) 本人にその場指導を行う。それでも指導に応じない場合は、生徒支援部に報告を行い生徒支援部が指導を行う。それでも改善が見られない場合は、科指導等を行う。
- (3) 再三の指導に従わないなど改善が見られない生徒は「指導拒否」として扱い、「改善指導の基準等詳細」にもとづき指導を行う。

2. 勤勉に関して

基本的生活習慣を身につけることで、あらゆる社会生活・環境に対応できるようにする。未履修による原級留置を防ぐことで、自己目標の実現につなげるようにする。

2-1. 欠席・欠課について

- (1) 欠席・欠課・登校が遅れる場合などは必ず保護者により学校へ連絡を入れること

(2) 移動教室時の授業への不参加や、故意に授業（行事）を怠けるものは、怠学として指導を行う。

2-2. 遅刻について

(1) 時鐘鳴り終わりまでに教室へ入室すること。入室していなければ遅刻、授業開始20分超えると欠課として扱う。

(2) 朝の遅刻指導は普通教室棟入口にて行う。生徒は入室許可証取得後入室すること。

授業担当職員は入室許可証未提出の生徒がいれば取りに行かせる。

朝の遅刻指導は 8:50~9:00の間、普通教室棟入口で行う。その時間以降は各科で許可証発行。

(3) 交通渋滞を理由とする場合も遅刻とする。ただし、交通事故や警報発令を伴う悪天候等による渋滞を理由とする場合は、その限りではない。担任から生徒支援部へ申告、担当者はバス会社もしくは警察署等へ確認を行い、職員会議に提案し承認を受ける。

2-3. 校外への外出について

(1) 生徒は登校してから下校時まで、許可なしに校外への外出を禁止とする。

※正当な理由がある場合は外出許可証を発行した上で外出を認める。

2-4. 勤怠指導の指導について

(1) 勤怠不良の生徒については、担任・各科・学年主任・生徒支援部を中心とし段階的に指導する。

(2) 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を実施する。

3. 携帯電話等携帯型情報機器（携帯電話、スマートホンなど）について

携帯電話等携帯型情報機器（以降、携帯電話等）の使用マナーの指導を通して、けじめのある学校生活を送り、SNSやサイバー犯罪等に関わる事件・事故等の未然防止を図る。

3-1. 携帯電話等の校内での使用について

(1) 8:50までに電源を切って、朝SHR~終SHRまでの時間カバン又は目の付かない場所に保管する。ただし、保護者への連絡等により緊急に携帯電話等を使用する場合は担任や教科担当に申し出ること。

※目につく状態（手に持つ、胸ポケットに入れる、机の上に置く、校内コンセントでの携帯電話等の充電等）の場合は使用とみなす。

※また、上記の時間帯の着信音やバイブレーションについても使用とみなす。

(2) 考査時の所持・使用は、不正行為として懲戒指導を含む指導の対象となる。

①考査時についてはスマートウォッチを含む情報機器の使用・所持も禁止する。

②上記①の情報機器については制服のポケットや机の中には入れず、カバンやロッカーの中にしまうこと。

(3) 違反した場合は保護者と連携して指導を行う。

3-2. インターネット及び携帯・スマホ・SNS等に関して

(1) SNS等の使用については、誤解を招くような言葉のやり取り、画像など個人情報の取扱いには注意する。SNS等のマナー違反行為は懲戒指導を含む指導の対象とする。違反行為があった場合は、生徒支援部・担任・学科で連携し、いじめや詐欺などの大きな問題への発展を防止するため効果的な改善指導を実施する。

(2) インターネットやSNS上での違法行為及び非道徳的行為（アカウントやIDの売買詐欺行為等含む）に関しても懲戒指導を含む指導の対象となる。発覚した場合には、公的機関と連携を図りながら改善指導を行う。

3-3. 携帯電話等の指導について

(1) 校内で携帯電話等の違反使用が発覚した場合は、保護者に連絡した上で段階的に指導を行う。

①本人に電源を切らせた上でカバンに入れさせる。

②保護者等への連絡は担任が行う。

③他の生徒の携帯電話等を使用して指導された場合は、指導のカウントは使用していた生徒とする。

(2) 携帯電話等の違反使用を繰り返えし、改善がみられない生徒については当該学科と連携し、指導を行う。

(3) その場で指導に応じない場合は「指導拒否」として扱い、「改善指導の基準等詳細」にもとづき指導を行う。

4. 交通安全に関する事項について

交通社会の一員としての自覚を高め、交通ルール・マナーを守る姿勢や態度を養う。

4-1. 自転車通学・送迎による通学に関して

(1) 自転車通学について

- ①保護者の承諾を得た上で担任に申し出て、「自転車通学許可申請書」を生徒支援部に提出するなど学校の諸手続きを行った上で認める。その後、発行された許可証（登録ステッカー）を各自で使用する自転車に貼って登録完了となる。
- ②自転車通学にあたっては、定期的に使用する自転車の安全点検を行い、常に交通法規と交通安全マナーの遵守を徹底すること。
- ③自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用すること。
- ④自転車通学者は、自転車損害保険に加入すること。
- ⑤登校時は所定の駐輪場に駐輪し、必ず施錠すること。

(2) 車両による通学について

- ①保護者（社会的に保護責任がある者）が運転する車両以外での通学は原則禁止とする。ただし、保護者以外の送迎について保護者からの事前の申し出により、職員の承認が得られた場合はその限りではない。
- ②生徒のオートバイ及び乗用車の運転による通学は、いかなる理由があっても禁止とする。（同乗も含む）
- ③キックボード・スケートボード等による通学は禁止とする。

4-2. 運転免許の取得に関して

- (1) 自動車運転免許（普通免許）の取得は、3年生の夏休み以降から教習所に通うことを原則とする。その場合は、保護者等の承諾を得て学校の諸手続きを行った上で取得を認める。

- ①普段の学校生活に影響のないよう、長期休業期間や放課後を利用して取得する。
- ②教習所へ通う生徒は、「運転免許取得許可願い」を各科の生徒支援担当を通し、生徒支援部交通安全係に提出する。
- ③免許取得後は直ちに「運転免許取得届」を各科の生徒支援担当を通し、生徒支援部交通安全係に提出する。
- ④「運転免許取得許可願い」や「運転免許取得届」の届け出のない場合や免許取得者安全集会に参加しない場合は、指導の対象とする。
- ⑤運転免許の取得の際の仮免許検定、卒業検定、公安検定試験に係る欠席（各検定試験それぞれ1回、計3回のみ）について、「運転免許証取得許可願」を提出した者に限り、保護者等から連絡があった場合のみ出席扱いとする。ただし、定期考査や学校行事の際はこれを認めない。また、「運転免許証取得許可願」未提出者は無届欠席とする。

- (2) 二輪免許の取得は原則禁止とする。

家庭の事情でやむをえず二輪免許を取得しなければならない場合には、担任・生徒支援部・保護者・生徒で面談を行い、許可を得る。許可された生徒は上述規定（1）②及び③と同様に諸届を提出しなければならない。手続きをせずに運転免許を取得している生徒は指導の対象とする。

4-3. 運転免許取得者の車両運転に関して（自転車をのぞく）

- (1) 制服（指定の実習着、体育着等も含む）を着用して車両を運転（同乗も含む）に関しては車両通学と判断し指導の対象とする。
- (2) 帰宅後の再登校、土日、祝日、長期休業中の登校ならびに校外での学校行事や教育機関関連の各種大会・検定試験等への参加もこれに準ずる。（高校総体、高文祭、新人大会、地区大会など）
- (3) 私服であっても登校日（午前7:30～午後5:00）の車両使用は車両通学と見なし指導を行う。
- (4) 学校管理下以外における車両の運転については、保護者の責任の下で、安全運転・管理の徹底を行う。

4-4. その他

- (1) 学校外で事故があった場合は、速やかに学校と警察へ連絡すること。
- (2) 自転車通学者・運転免許所持者は、生徒支援部が実施する「交通安全集会」へ出席しなければならない。

4-5. 車両通学等に関する指導 「改善指導の基準等詳細」を参照

- (1) 車両通学（制服での車両運転、車両同乗等含む）は指導の対象とする。
- (2) 交通違反等については事実や状況等を精査し、生徒指導委員会にて指導内容を検討する。
- (3) 交通三悪（飲酒運転・無免許・スピード違反）及び暴走行為については原則として停学指導とし、状況（同時に複数の違反等）に応じて生徒指導委員会で指導内容を検討する。また、暴走行為の見物（期待族）についても暴走行為に加担する行為とみなして指導の対象とし、生徒指導委員会で指導内容を検討する。

討する。

5. アルバイトについて

アルバイトが勤怠状況の悪化、学習成績の低下等につながる場合があるため、学校生活に悪い影響が及ばないように自覚を促す。

5-1. 学業への影響があるためアルバイトは原則禁止とする。

- (1) 家庭の事情等でやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、担任・生徒支援部・保護者・生徒で面談を行い、アルバイト許可をするか判断する。
- (2) 許可が出れば「アルバイト許可願い」を提出しなければならない。
- (3) 学習成績や勤怠状況が不良の生徒に対してはアルバイトの許可をしない。
- (4) アルバイト許可を受けた生徒で、以後学習成績や勤怠状況が不良になった生徒に対しては許可を取り消し、アルバイトを辞めてもらう場合もある。
- (5) 青少年健全育成保護条例に基づいた適切な職種・時間帯とする。

① 22時までには帰宅すること。

② 風紀上、好ましくない場所（遊技場、クラブ、パチンコ、スロット等）、居酒屋等酒類をメインに扱う店舗、その他18歳未満立ち入り禁止場所でのアルバイトは禁止とする。

- (6) 手続きをせずにアルバイトしている生徒は指導の対象とする。

5-2. アルバイトに関する指導方法 「改善指導の基準等詳細」を参照

- (1) 許可を得ずにアルバイトをしている生徒に対しては指導を行う。
- (2) 説諭を行った上でアルバイトについての面談を行い、許可するか否かの判断をする。

※アルバイトの許可が認められない場合は、アルバイトを辞めてもらう。

6. 学校生活について

生活態度の改善やモラル・マナー等の遵守により、教育を受ける権利を保障し、学校全体で授業規律の確立を図る。

6-1. 学校生活に関して

- (1) 登下校中を含む学校生活では集団生活で必要なマナーを守り行動すること。
- (2) 授業に関連のない、学習用具以外の物品を校内へ持ち込むことを禁止とする。
(例：トランプなどのカードゲーム、マンガ、ゲーム機器、音楽機器、携帯電話等の充電器等)
- (3) 授業中の居眠り、私語、教室徘徊、授業妨害行為等、学習態度としてふさわしくない言動に対して、迷惑行為として改善指導を行う。
- (4) 危険物を持ち込むことを禁止とする。(例：火器類、ナイフ、劇薬品等)

※ 改善がみられない生徒に対しては段階的に指導を実施する。

6-2. 考査や検定試験等に関して

- (1) 定期考査、追試や検定試験時のカンニング（幫助も含む）等は不正行為として指導の対象とする。
- (2) 考査中に携帯電話に触れる行為・携帯電話の音が鳴る等の行為は不正行為とみなし、指導の対象とする。
- (3) 提出課題の不正作成等についても不正行為と同様に指導の対象とする。

6-3. 学校生活に関する指導方法

- (1) 迷惑行為があった場合は、その場指導後、生徒支援部に報告する。生徒支援部は「懲戒指導の基準等詳細」に基づき指導を実施する。
- (2) 学習用具以外の物品の持ち込みが発覚した場合は、その物品を預かり指導する。
預かり指導を行った物品は各科生徒支援部職員で保管し、放課後に返却する。
- (3) 改善がみられない生徒については段階的な指導を実施する。

7. いじめ行為について

誰も傷つくことがない楽しい学校生活を実現するために、本校の「いじめ防止対策基本方針」を熟知し、いじめ行為の未然防止・根絶に努める。

7-1. いじめ行為に関して

- (1) いかなるいじめ行為も犯罪行為であり、指導の対象とする。
- (2) いじめ行為とは、被害生徒が精神的、身体的に関わらず苦痛を感じた行為であり、軽微な嫌がらせ、イジリ行為等のいじめに類する行為を含む。また、インターネットやSNS等を通じて行われる誹謗中

傷など人権を侵害する行為もいじめ行為と同様に扱う。

7-2. いじめ行為に関する指導方法

- (1) 本校の「いじめ防止対策基本方針」に基づき、アンケート調査等を実施し、その未然防止に努める。
- (2) いじめ行為やいじめが疑われる行為が発覚した場合は、本校の「いじめ防止対策基本方針」に従い、いじめ防止対策委員会に対応する。いじめ防止対策委員会が精査した内容に基づき、生徒指導委員会で指導方法を審議する。

8. その他の問題行動等について

校内外を問わず高校生としてふさわしい行動をとるとともに、社会の一員としての自覚を育む。

8-1. 深夜徘徊に関して

沖縄県青少年保護育成条例第9条に準じ、午後10時から翌日午前4時までの外出を禁止する。これに反する行為は深夜徘徊とみなし、指導の対象とする。

8-2. 喫煙、飲酒、賭博行為

- (1) タバコ類（タバコ、電子タバコ、加熱式タバコ、水タバコ、葉巻、ニコチン・タールを含まないものも含む）の喫煙、喫煙行為の同席、タバコ類・ライター類・マッチ類の所持、及び喫煙と疑われる行為は指導の対象とする。
- (2) 飲酒（ノンアルコール飲料も含む）行為、飲酒行為の同席、酒類の所持・購入、及び飲酒と疑われる行為は指導の対象とする。
- (3) 賭博行為、及びそれに類する行為や同席は指導の対象となる。また、硬貨や紙幣を用いた遊びは賭博行為とみなし、指導の対象とする。

8-3. 器物破損・窃盗行為に関して

学校内の設備、備品や用具などいかなる物品のみならず、学校外の公共物や他者の私物等を壊す、傷つける、汚す、盗む等の行為やそれに類する行為（落書きを含む）は指導の対象とする。

8-4. 薬物使用（乱用）に関して

- (1) 違法・合法を問わず薬物の乱用に関わる行為を禁止する。
- (2) 公的機関と連携を図った上で事実や状況等を精査し、生徒指導委員会にて指導内容を検討する。

8-5. 入れ墨に関して

- (1) 「沖縄県青少年保護育成条例」第18条第5号及び第18条の3に鑑み、生徒が入れ墨（タトゥー）を施す行為、または他人に勧める行為を禁止する。
- (2) 入れ墨を入れている生徒は指導対象とし、進路に関する学校推薦を行わない。
※但し、治療が完治（除去）したことを確認できた場合はその限りではない。

8-6. 選挙活動について

学校教育活動の場（校内、部活動等）を利用した選挙活動は禁止とする。

8-7. その他の問題行動等に関する各指導方法

- (1) 「懲戒指導の基準等詳細」に基づき指導を実施する。
- (2) 諸問題行動に対しては警察等関係機関と連携を密にし、指導を実施する。
- (3) 入れ墨については治療を前提に就学継続を認めて指導を実施し、生徒支援部が月1回の経過観察を行う。ただし、完治するまで進路活動に関する学校推薦を行わない。指導に応じない場合は生徒指導委員会にて指導内容を審議する。完治が確認できるまでは、学校生活において他の生徒に見えないようにする。
- (4) 新入生が入学前に施した入れ墨については、入学後すみやか（4月中旬まで）に申告があった場合に限り、懲戒指導を行わない。

III. 指導生徒及び日誌の対応について

1. 問題行動に対する指導に関して

- (1) 問題行動が発生した際は、速やかに該当生徒と事実確認を行い、生徒支援部会及び生徒指導委員会にて指導方法を検討する。
- (2) 指導内容を職員朝会又は職員会議にて提案し、全職員の了解を得て、学校長が承認する。
- (3) 指導内容決定後、懲戒指導の場合は保護者を召喚し、学校長（または教頭が代行）、HR担任、当該学科の生徒支援部職員の立会いのもと、本人・保護者に対して指導言い渡しを行う。
- (4) 懲戒指導を全て終えた際は、職員会議で指導解除の提案をし、承認を得た後に指導終了となる。また、停

学指導の場合は指導終了後ただちに保護者を召喚し、学校長、HR担任、当該学科の生徒支援部職員の立会いのもと、本人・保護者に対して指導解除言い渡しを行う。

※科指導、説諭の指導終了については、職員会議にて解除の報告（提案ではない）を行う。

2. 指導生徒の対応

- (1) 指導生徒（停学、日誌指導）は朝8時40分～8時45分までに登校し所定の場所で生徒支援部の確認を受ける。その後、停学生徒は該当学科の生徒支援部が預かり、日誌指導生徒は教室へ移動する。
- (2) 日誌指導生徒は、SHRおよび各授業において、HR担任や各教科担当の指導を受け、改善日誌に勤怠状況・授業態度等の評価をもらう。
- (3) 日誌指導生徒は、SHRおよび各授業の開始前にHR担任や各教科担当へ日誌を提出し、授業の評価観察を依頼する。また、SHRおよび各授業の終了時には、該当校時欄への評価と印（サイン）を確認し、日誌を受け取る。
- (4) 休み時間を利用して反省課題を丁寧に書くこと。
- (5) 帰SHR及び清掃等が終了後、指導生徒は「自己評価」を記入し、「①担任」「②教科担任」「③校長・教頭」「④学科担当」の順に指導（面談）を受ける。その後、各科の生徒支援担当職員の指示に従い、日誌のチェックや指導日数の確認等指導を受けること。各面談者（職員）は、指導を行った際「各署名欄」にサイン等を行う。
- (6) 停学指導中の生徒は原則として行事に参加させない。遠足、球技大会、工業祭、美工祭、スポフェス等。（※現場見学、校内マラソン、芸術鑑賞、就業体験実習、薬物防止講演会・禁煙講話等を除く。）

3. 日誌指導の確認等について

- (1) 不可の基準（確認事項）
 - ①日誌の不備（紛失・忘れ・未記入・確認印がない等）は「不可」とする。
 - ②授業の遅刻や欠課、学習態度が不良と判断される言動等に関しては「不可」とする。
 - ③指導期間中の身なりや言葉遣いが不良である場合は「不可」とする。
- (2) 日誌指導の日数のカウントに関して
 - ①日誌指導で「不可」評価となった項目等があった場合、その日は指導日数としてカウントしない（翌日以降に持ち越す）。※1日に複数の「不可」評価があっても、持ち越しする日数は1日として取り扱う。

4. 停学指導の確認等について

- (1) 停学指導の対応
停学指導の生徒は、原則、自宅謹慎とする。ただし、問題行動の内容や保護者との調整により、登校させて指導を行う場合もある。
- (2) 登校による停学の対応
 - ①各該当学科で対応し、別室等で各教科から出された課題等に取り組む。
 - ②日誌にて各校時毎の学習態度や課題の進捗の評価を受ける。
 - ③「不可」評価となった項目等があった場合、その日は指導日数としてカウントしない（翌日以降に持ち越す）。※1日に複数の「不可」評価があっても、持ち越しする日数は1日として取り扱う。
- (3) 自宅謹慎による停学の対応
 - ①自宅での停学指導は、各教科から出された課題に取り組む。
 - ②各教科の課題は、取り組み後、登校した際に各教科担当の確認を受ける。各教科担当は課題の取り組み状況を確認し、当該生徒の成績評価に充てる。
 - ③自宅での停学指導についても日誌を記録し、保護者の確認を受ける。登校した際に各科の生徒支援部職員等の確認を受ける。
 - ④日誌の内容に不備等があった場合、その日は指導日数としてカウントしない（翌日以降に持ち越す）。

令和7年度 改善指導の基準等詳細

沖縄県立美里工業高等学校

自主・敬愛・勤労の精神を持つ生徒育成の為、改善指導の規定を以下に示す。

●生徒の懲戒・その他の指導に関する規定

懲戒	訓告	生徒・保護者召喚+教頭による呼び出し指導（通常通りの授業を受ける）
	停学	生徒・保護者召喚+校長による呼び出し指導（自宅謹慎及び学校の指定場所にて指導を受ける）
その他の指導	説諭	生徒・保護者召喚+当該学科生徒支援部による嚴重注意指導 ※Ⅰ
	科指導	当該学科生徒支援部による指導

※Ⅰ：内容により教頭による嚴重注意指導を行うこともある。

●生徒指導委員会・・・法に抵触する重大行為、反社会的な行為をした者は、生徒指導委員会・職員会議で審議する。訓告及び停学指導については下記の段階的指導のいずれかの段階に当てはめる。

生徒指導委員会	○いじめ ○インターネット・SNS上の違法行為及びスマホ使用等による非道徳的行為 ○暴力行為・同席(威嚇)行為 ○交通三悪(無免許、飲酒スピード違反) ○薬物使用・所持 ○金銭恐喝 ○窃盗(万引き) ○わいせつ行為 ○違法な選挙活動 ○その他の違法行為・反社会的行動
---------	---

●段階的指導

項 目	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	カウント
身なり違反	担任指導	科指導・反省文	説諭・日誌3 日	説諭・日誌3 日	説諭・日誌3 日	学年リセット
携帯電話違反	担任指導	科指導・反省文	説諭・日誌3 日	説諭・日誌3 日	説諭・日誌3 日	学年リセット
迷惑行為・授業妨害 不適切な行動 改善指導拒否	科指導	説諭・日誌3 日	訓告・日誌5 日	停学3 日	生徒指導 委員会	在学中累積
問題行動	○喫煙(喫煙器具等所持)※2 ○飲酒(所持含)※3 ○危険行為(火器・刃物等所持・使用を含) ○車両通学 ○交通条件違反 ○賭博行為 ○器物破損(落書き行為含) ○不正行為(考査等) ○入れ墨(ボディインプラント含) ○深夜徘徊・怠学等非行行為(3 回目以降) ○懲戒指導等指導拒否 ※全ての問題行動において、在学中累積する。また、同席・幫助・教唆についても指導の対象とする。 ※2：ニコチン等含有しない物も含めた加熱式や電子式タバコ、タスポの使用や所持を含む ※3：ノンアルコール飲料を含む					
	1 段階	2 段階	3 段階	4 段階	5 段階	6 段階
	訓告・日誌5 日	停学3 日	停学5 日	停学7 日	停学10 日	無期停学
深夜徘徊・怠学	説諭・日誌3 日	説諭・日誌5 日	3 回目以降は問題行動として上記指導に準じた指導を行う。			
アルバイト未申請		説諭				
運転免許取得	通常の発覚	説諭				
未申請	問題行動で発覚	問題行動の指導に日誌指導3 日を追加する				

①停学中は、日誌指導を課す。また、必要に応じてカウンセリング等の面談を受ける。

②1人の生徒が複数の問題行動を同時に起こした場合は、原則として、それぞれの問題行動について指導を行う。ただし、生徒指導委員会にかかる問題行動については、その限りではない。

③上記の問題行動について、行為の内容によっては生徒指導委員会を持ち指導内容を決めることもある。

④迷惑行為(指導拒否)を続けて指導5回目となった場合は、生徒指導委員会を持ち指導内容を決める。

⑤無期停学の指導歴がある生徒が問題行動を起こした場合は、生徒指導委員会を持ち指導内容を決める。

⑥上記について、6段階後も問題行動が続く場合は、生徒指導委員会で指導内容を決める。

⑦入れ墨については治療を前提に就学継続を認めて指導を行い、生徒支援部が月1回の経過観察を行う。ただし、完治するまで進路活動に関する学校推薦は行わない。

⑧指導期間中に別の問題行動が発覚した場合、実施中の指導を切り上げ、次の段階の指導に移行する。

⑨上記指導に応じない、または期間内に終わることが出来ない(指導日数+5日※休日を除く)場合、『懲戒指導等の指導拒否』として懲戒指導(次の段階の指導)を行なう。

⑩懲戒指導等(退学勧告・退学処分を除く)において生徒及び保護者等から進路変更(転学)の申し出がある場合は、懲戒指導等の内容を変更すると共に転学手続きを行う。ただし、懲戒指導等の記録はそのままとする。

⑪上記⑩の規定により就学支援センターへ転学した生徒が、本校に復学する場合は、変更前の内容の懲戒指導等を再度実施する。

⑫無期停学の期間は15日以上又は20日以上とする。